

青森県報

第二千九百七十三号

平成二十年
八月十八日
(月曜日)

目 次

告示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 障害者自立支援法による障害者支援施設の指定……………(同) ……二
- 過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完了……………(道路課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(県中南部地域局) ……二
- 右 同……………(県上北地域局) ……二
- 右 同……………(県下北地域局) ……三
- 同……………(同) ……三
- 収用委員会……………(監理課) ……三
- 公示送達……………(監理課) ……三

告 示

青森県告示第五百八十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、

次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
名称 主たる事務所在地	種類	名称 所在地	年月日
社会福祉法人 徳誠福祉会 青森市富田五丁目一九の四一	知的障害更生施設	知的障害者更生施設 徳誠園 青森市大字四戸の五八二	平成二〇・七・三

青森県告示第五百八十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
名称 主たる事務所在地	種類	名称 所在地	年月日
社会福祉法人 徳誠福祉会 青森市富田五丁目一九の四一	生活介護	徳誠園 青森市大字四戸の五八二	平成二〇・八・一
社会福祉法人 徳誠福祉会 青森市富田五丁目一九の四一	就労継続B型支援	徳誠園 青森市大字四戸の五八二	"
社会福祉法人 徳誠福祉会 青森市富田五丁目一九の四一	短期入所	徳誠園 青森市大字四戸の五八二	"

社会福祉法人徳誠福祉会	青森市富田五丁目一九の四一	共同生活介護	まことの園	青森市大字四戸橋字磯部六四の三	"
-------------	---------------	--------	-------	-----------------	---

青森県告示第五百八十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
徳誠園	青森市大字四戸橋字磯部二四三の五八一	平成二〇・八・一

青森県告示第五百八十七号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成二十年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 の 日
福浦川目線	下北郡佐井村大字長後字縫道石の一 下北郡石国町大字長後字縫道石の一 下北郡佐井村大字長後字縫道石の一 下北郡石国町大字長後字縫道石の一	改築（道路改良）	平成二〇・七・二七

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社アトリエ・アベ
- 二 代表者の氏名 阿部 重一
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字若党町二九の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一五八八九号
- 五 取消年月日 平成二十年七月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三本木左官
- 二 代表者の氏名 和田 實
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字西小稲二一〇の五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一七三六二号

五 取消年月日 平成二十年七月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

左官、石、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年五月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大洋電設株式会社

二 代表者の氏名 阿部 恵美子

三 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字中平五〇の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第六三九五号

五 取消年月日 平成二十年八月五日

六 取消しに係る建設業の許可

電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年七月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 上野鉄工所

二 氏名 上野 俊一

三 主たる営業所の所在地 むつ市大畑町正津川平二七二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第六〇〇五八号

五 取消年月日 平成二十年七月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年六月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収 用 委 員 会

公示送達

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第四条第二項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十年八月十八日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 送達すべき裁決書の名称

平成二十年八月八日付け裁決書

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成二十年九月八日をもって送達があったものとみなされます。

別 表

氏 名	住 所	備 考
濱谷 和文	住所不明 の住所 東京都文京区西片2丁目23番12号 袴田方 (平成9年8月31日イタリヤ転出)	
濱谷 和美	住所不明 の住所 北海道阿寒郡阿寒町字阿寒湖畔(番外地 (平成8年3月6日エヌトニア転出))	
(亡) 高坂 チカサの 二女 氏名不明	住所不明	
(亡) 高坂 チカサの 三女 橋本 エツユの長 男 氏名不明	住所不明	
(亡) 高坂 チカサの 三女 橋本 エツユの長 女 氏名不明	住所不明	
(亡) 高坂 チカサの 四女 三宅 よし	住所不明	

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭